○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

○文書規程の一部を改正する訓令

訓

甲

○事務委任規則の

部 **令**

を改正する規則

規

則

目

次

行 城 県

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (每週火,金曜日発行)

宮

則

規

事 務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

·成二十三年六月三十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

危機管理監

宮

〇宮城県規則第六十六号

事務委任規則の一部を改正する規則

の保全に係る協議 (漁港事業及び海岸整備事業に係るものに限る」を「協議に対する回答 (汚水の放 に対する」 事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。 $\overline{}$ (は汚物の放棄に係るものを除く」に改め、 (十条第一項第三十一号二中「及び同条第三項の規定による条件の付加」を削り、同号ホ中「 を加え、 を削り、「命令」の下に「(二に掲げる許可を受けた者又は受けるべき者に対するものに限 同号チ中「及び第二項」を削り、「徴収及び」 同号へ中「ニにより許可を受けた者又は受けるべき者 の下に「同条第二項の規定による」

三億円)」 第十八条第一項第二 を加える。 + 号イ及びロ中「一億五千万円」 の下に「(仙台土木事務所長にあつては、

(1)

加える。

の改正規定は、 この規則は、 附 則 平 公布の日から施行する。 戍 二十三年七月一日から施行する。

ただし、

第十条第一項第三十一号二、

へ及びチ

訓 令 甲

号

○宮城県訓令甲第二十二

^ ا ジ

課 '務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)

 $\widehat{\downarrow}$ 事

 $\widehat{\downarrow}$ 事

私学文書

同

部を改正する訓令

Ξ

課 兀

土木事務所の地域事務所長」

課

同条第五項中「及び出納局の課長」

二条第二項中「を除く」

を「及び室長を除く」に改め、

の一部を次のように改正する

同条第三項中「建設交通局長及び」

を削

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知

事

村

井

嘉

浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十三年六月三十日

第五条第一項の表部長の項を次のように改める

の下に「、副所長及び部長」

を加える。

を「並びに出納局の課長及び室長」

に改め、同条第九項中

を担当する次長)部にあつては、当該事務次長(複数の次長を置く

部長

| 下同じ。) を| 当する課長(室) | 主務課長(当該)をいう。以(室長を含む。

第五条第 項の表建設交通局長の項を削 ij 同表所長の項中

長を除く。)の順) では、総括担当を命いた。 は、の間が長く、 を除く。)の順) を除く、)の順) を除く、)の順) を除く、)の順) を除く、)の順) を除く、)の順) を除く、)の順)

は事務長命ぜられた職にある者又命ぜられた職にある者又の班長を照りする班の班長を庶務を担当する部長、庶

(ぜあ副 複らつ校 数れても 剱の副校長を置く地ては、総括担当を命とは、総括担当を命と、 とは、総括担当を命じる。)

庶務を担当する部長

庶

を

長を除く。)の順) する事務を指定する副校 他の副校長(知事が担当 事務を担当する副校長、 事務を担当する副校長、 所長代理 は事務長命ぜられた職にある者又務を担当する班の班長を に改める。

を次のように改める。 別表第一保健福祉部長の保健福祉総務課に係る専決事項の項及び保健福祉総務課長の専決事項の項

保健福祉部長 震災援護室

震災援護室長

掲げる救助に関すること。 第二十三条第一項第一号、第三号及び第四号に 災害救助法 (昭和二十二年法律第百十八号)

大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律 (平成二十三年法律第六十四号) 第三条に 資源活用計画」に改め、同号ロ中「経営資源活用新事業計画の変更認定」を「中小企業経営資源活用 計画の変更の認定」に改め、同表国際経済・交流課長の専決事項の項中「第八条」の下に「(東日本 の一号を加える。 おいて準用する場合を含む。)」を加え、同表農林水産部長の農産園芸環境課に係る専決事項の項に次 !表第一新産業振興課長の専決事項の項第三号イ中「経営資源活用新事業計画」を「中小企業経営

+ 十六号) 第九条の規定による勧告及び命令 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二

げるものについては、水産業基盤整備課長の専決に係るものを除く。)」を加え、同表水産業基盤整備 中八を削り、二を八とし、同号ホ中「第三十九条第一項の許可を受けた者」を「口に掲げる許可を受 課長の専決事項の項第一号ロ中「当該許可に係る条件の付加」を「協議に対する回答」に改め、 けた者又は受けるべき者」に改め、同号ホを同号二とし、同号中へをホとする。 別表第一農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項第一号中「こと」の下に「(八に掲 同号

でを二号ずつ繰り下げ、 別表第一土木部長の都市計画課に係る専決事項の項中第九号を第十一号とし、 第三号を第四号とし、 同号の次に次の一号を加える 第四号から第八号ま

- 五 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の施行に関する次のこと。
- П 土地の原状回復並びに建築物その他の工作物の移転及び除却の命令(第七条) 土地の買取りの決定(第八条)

1

- 別表第一土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第二号の次に次の一号を加える。
- 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) の施行に関する次のこと。
- 市街地再開発促進区域内における違反行為に対する措置(第七条の五
- 市街地再開発促進区域内の土地の買取り(第七条の六)
- 個人施行者の第一種市街地再開発事業の施行並びに規準若しくは規約又は事業計画の変更の

八 1

認可 (第七条の九、

第七条の十六

- 施行者に変動があつた場合の規約の認可(第七条の十七
- 個人施行者の第一種市街地再開発事業の終了の認可 (第七条の)
- 市街地再開発組合の設立並びに定款及び事業計画の変更の認可(第十一 条、 第三十八条)
- 組合の滞納処分の認可 (第四十一条)
- 組合の解散の認可及び決算報告書の承認(第四十五条、 第四十九条

チ

^

朩

1

- 市町村の事業計画において定める設計の概要及びその変更の認可(第五十一条、 第五十六条
- 権利変換計画及びその変更の認可(第七十二条)

ヌ

IJ

- ル 土地引渡等の代執行の決定(第九十八条)
- 個人施行者及び組合の事業代行の決定並びに事業代行終了の公告等 (第百十二条、 第百十七

ヲ

- 管理処分計画及びその変更の認可(第百十八条の六)
- 監督等(第百二十四条、第百二十四条の二、第百二十五条、 第百二十六条

カ ワ

- ∃ 区分所有者間の管理規約の認可 (第百三十三条)
- 別表第一都市計画課長の専決事項の項中第五号を第七号とし、 第四号を第六号とし、 第三号を第四
- 号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 五 の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の許可 被災市街地復興特別措置法第七条第一項の規定による被災市街地復興推進地域内における土地
- 別表第一都市計画課長の専決事項の項第二号の次に次の一号を加える。
- Ξ 都市再開発法の施行に関する次のこと。
- 1 十四年政令第二百三十二号) 第四条の二) 個人施行者の審査委員の選任及び解任の承認(第七条の十九、 都市再開発法施行令 (昭和四
- 測量及び調査のための土地の試掘等の許可 (第六十一条)

- 特定建築者の承認 (第九十九条の三)
- 市町村等に対する技術的援助 (第百二十四条)
- 別表第一土木部長の建築宅地課の専決事項の項第二号中へをトとし、 ホをへとし、 同号二中「並び

報

同号中八を二とし、口の次に次のように加える に二級建築士等試験事務の休廃止の許可及び停止命令 (第十五条の六」に改め、同号二を同号ホとし、 に指定試験機関」 を「、 指定試験機関」に、「及び事務の休廃止の認可 (第十五条の十七」を「並び

録事務の休廃止の許可及び停止命令 (第十条の二十) 指定登録機関の指定及びその取消し、指定登録機関に対する監督命令並びに二級建築士等登

別表第一土木部長の建築宅地課の専決事項の項第二号に次のように加える

務所登録等事務の休廃止の許可及び停止命令 (第二十六条の三) 指定事務所登録機関の指定及びその取消し、指定事務所登録機関に対する監督命令並びに事

号口中「第十五条の十七」を「第十五条の六」に改め、同号口を同号八とし、同号イの次に次のよう に加える を第八号とし、同表建築宅地課長の専決事項の項第三号中ホをへとし、二をホとし、八を二とし、同 別表第一土木部長の建築宅地課の専決事項の項第七号を削り、同項中第八号を第七号とし、第九号

指定登録機関の役員の選任及び解任並びに登録事務規程及び事業計画等の認可(第十条の二

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第三号に次のように加える

可 (第二十六条の三) 指定事務所登録機関の役員の選任及び解任並びに事務所登録等事務規程及び事業計画等の認

下に「、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第三条」を加える。 号とし、第十三号を第十二号とし、同表地方振興事務所長の専決事項の項第一号ロ中「第十二条」 別表第一建築宅地課長の専決事項の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一 別表第二出納局会計課長の専決事項の項の次に次のように加える。 の

宮

出納局会計指導検査室長

付加」を削り、同号二を削り、同号ホ中「より」を「掲げる」に改め、同号ホを同号二とし、 事項の項第九号八中「の許可」の下に「及び協議に対する回答」を加え、「及び許可に対する条件の 大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第三条」を加え、同表水産漁港部長の専決 へをホとする。 別表第二出納局長の専決事項の項第一号ただし書において読み替えられた別表第一各部長」とする。 別表第四地方振興事務所の地域事務所長の専決事項の項第五号ロ中「第十二条」の下に「、東日本 別表第一各課長の専決事項の項に掲げる事項。ただし、同項第三十三号中「各部長」とあるのは、 同号中

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十九号ホを次のように改める。

建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

(3)

朩

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項の次に次のように加える。

仙台土木事務所に置かれる副所長(技術を担当する副所長)

更 (当該変更に係る額が五百万円を超えるものに限る。) 及び三千万円を超える額の設計変更 (工事の検査を除く。)。ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円以上二億円未満の工事の施行

仙台土木事務所の道路部長及び河川部長

工事に関する次のこと。

- 更 (当該変更に係る額が二百万円を超えるものに限る。) 及び二千万円を超える額の設 計変更を除く。 の検査を除く。)。 ただし、 起工額の三十パー セントに相当する金額を超える額の設計変 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行 (工事
- 令達予算に基づく請負代金額一件二千万円未満の工事の中間検査及び完成検査

- るものが五百万円未満の工事の完成検査 の出来高検査及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係 工事 (建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。以下この八において同じ。)
- 一建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

附 則

年六月三十日から施行する。 定に限る。) 並びに別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十九号ホの改正規定は、 規定 (同号八の改正規定 (「及び許可に対する条件の付加」を削る部分に限る。) 及び同号ホの改正規 項の項、同表農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項第一号、同表水産業基盤整備課長 の地域事務所長の専決事項の項第五号口の改正規定、同表水産漁港部長の専決事項の項第九号の改正 の専決事項の項第一号、同表地方振興事務所長の専決事項の項第一号口及び別表第四地方振興事務所 この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、別表第一国際経済・交流課長の専決事 同

○宮城県訓令甲第二十三号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

のように改正する。 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程 (昭和五十九年宮城県訓令甲第九号) の一部を次 号外第73号 平成23年6月30日 木曜日 宮 城 県 公 報 (4) 出 出 会第 第 震保 援福 第第 ○宮城県訓令甲第二十四号 港湾審議会の項中「土木部建設交通局長」を「土木部長」に改める。 復 都 市 第 第 別表宮城県都市計画審議会の項中「土木部都市住宅局長」を「土木部長」に改め、同表宮城県地方 この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。 別表第一第二号②中「保福第 文書規程 (昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。 文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。 平成二十三年六月三十日 附 文書規程の一部を改正する訓令 則 則 号号 号号 号号 震災援護室」、保健福祉総務課 会計指導検査室」に改める。会計課 復興まちづくり推進室」に、「出会第都市計画課 号 に、「都市第 保健福祉総務課」を 宮城県知事 号 村 号 井 都市計画課」 嘉 会計課」を 浩 を